

千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業

評価基準書（案）

令和3年4月

千葉市

## 目次

1	本評価基準書の位置づけ	1
2	審査方法	1
3	審査体制	1
4	審査結果の公表	1
5	審査の進め方	1
6	認定計画提出者の決定	2
7	審査項目	3
8	審査方法	4

## 1 本評価基準書の位置づけ

本評価基準書は、千葉市（以下、「本市」という。）が、民間のノウハウや資金等を活用した「千葉公園「賑わいエリア」「ドーム前広場」整備・運営事業」（以下、「本事業」という。）を実施するにあたり、公募設置等予定者を選定するための評価基準等を示したものである。

## 2 審査方法

事業応募者から提出された、事業者募集要項に定める公募設置等計画に係る提案書等（以下「提案書等」という。）に対して、資格要件の審査、基本的事項の適格審査及び施設整備計画・施設管理運営計画等に関する評価による審査を行う。

## 3 審査体制

提案書の審査は千葉市公園等活用事業選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。選定委員会では、応募者から提出された公募設置等計画等について、本評価基準書の内容に基づき審議を行い、設置等予定者候補及び次点を選定する。

## 4 審査結果の公表

審査結果については、すべての事業応募者に個別に通知するとともに、設置等予定者候補及びその公募設置等計画の概要を公表する。

## 5 審査の進め方

### (1) 2段階審査

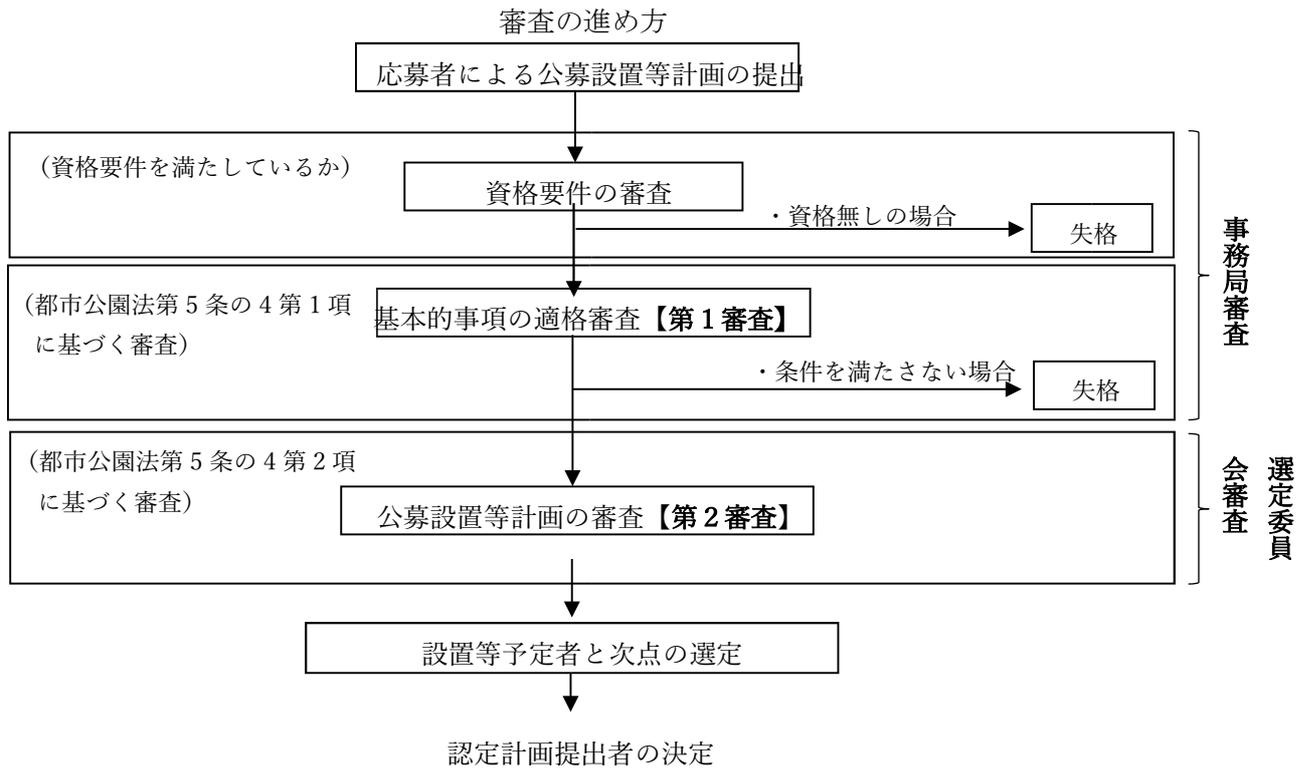
- ・ 設置等予定者の選定は、2段階の審査で進める。
- ・ 第1審査として市（事務局）が応募資格要件の審査及び、都市公園法第5条の4第1項に基づく、公募設置等計画の審査を行う。
- ・ 第1審査を通過した計画について、都市公園法第5条の4第2項に基づき、選定委員会による第2審査を行う。

### (2) 第1審査

- ・ 第1審査では、都市公園法第5条の4第1項に基づき、下記のとおり、基本的事項の適格性審査を行う。
  - ① 公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであること
  - ② 公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること
  - ③ 公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと
  - ④ 本市の負担額が公募設置等指針に定められた上限額以内であること
  - ⑤ その他、事業実施条件からの逸脱等、重大な不適切箇所がないことを審査する。審査の結果は事務局の意見を付して、選定委員会へ送付する。

### (2) 第2審査

- ・ 第2審査では、都市公園法第5条の4第2項に基づき、第1段階の審査を通過したすべての公募設置等計画について審査を行う。
- ・ 選定委員会は、応募者のプレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、6に示す審査項目に従って公募設置等計画の評価を行い設置等予定者と次点の選定をおこなう。



## 6 認定計画提出者の決定

市は、選定委員会が選定した設置等予定者について、最終審査を行い認定計画提出者の決定を行う。

## 7 審査項目

### (1) 資格要件の審査

審査項目に基づき、参加資格要件を満たしているかを審査する。

(審査項目の内容)

事業応募者が次の資格要件を全て満たしていることを確認する。

- ①公募設置等指針第3 6 (1) アに示す応募者の参加資格要件 (資格・実績要件)
- ②公募設置等指針第3 6 (1) イ及びウに示す応募者の制限及び応募条件

### (2) 基本的事項の適格審査 【第1審査 (事務局審査)】

都市公園法第5条の4第1項に基づき、必須条件等の基本的な条件を満たしているかを審査する。

(審査項目の内容)

- ①公募設置等計画が公募設置等指針に照らし適切なものであることを確認する。
- ②公募対象公園施設の設置又は管理が都市公園法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであることを確認する。
- ③公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを確認する。
- ④本市の負担額が公募設置等指針に定められた上限額以内であることを確認する。
- ⑤その他、事業実施条件からの逸脱等、重大な不適切箇所がないか確認する。

### (3) 公募設置等計画の審査 【第2審査 (選定委員会審査)】

都市公園法第5条の4第2項に基づき、公募設置等計画の内容について、別表の基準に従って審査する。 ※現段階では、別表の公表はありません。

## 8 審査方法

### (1) 資格要件の審査

公募設置等指針第3 6 (1) ア～ウに示す要件を満たしていないときは失格とする。

### (2) 基本的事項の適格審査 【第1審査(事務局審査)】

本書の7 (2) に示す条件を満たしていないときは失格とする。

### (3) 公募設置等計画の審査 【第2審査(選定委員会審査)】

ア 公募設置等計画の提案内容について、7 (3) に示す評価項目、配点割合に基づき加點方式により評価する。

イ 7 (3) 価格提案については、比例配點方式により次の流れで評価する。

#### ①整備費

本市が負担する整備費に係る評価方法は、応募者から提案された最も低い市の負担割合を5%とし、各応募者の提案における市の負担割合を評価する。計算方法は以下のとおりとする。

$$\text{評価点} = 5\% \times (\text{応募者から提案された最も低い市の整備費負担割合}) / (\text{当該事業者の提案における市の整備費負担割合})$$

#### ②使用料

本市に支払う使用料に係る評価方法は、応募者から提案された本市に支払う年額使用料の総額が最も高い額を5%とし、各応募者の提案における市への支払額を評価する。計算方法は以下のとおりとする。

$$\text{評価点} = 5\% \times (\text{当該事業者の提案における年間使用料額}) / (\text{応募者から提案された最も高い年額使用料額})$$

#### ③管理運営費

本市が負担する管理運営費(委託費)に係る評価方法は、応募者から提案された最も低い市の負担割合を5%とし、各応募者の提案における市の負担額を評価する。計算方法は以下のとおりとする。

$$\text{評価点} = 5\% \times (\text{応募者から提案された最も低い市の年額管理運営費負担割合}) / (\text{当該事業者の提案における市の年額管理運営費負担割合})$$

以上